

## 第4章 橋梁定期点検

### 第1節 橋梁点検総括

山元町が管理する橋梁箇所の内45箇所について、「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）令和6年3月 国土交通省 道路局」を基本的な考え方として橋梁定期点検を実施し、（道路法施行規則第四条の五の二）に基づいて、健全性の診断を行った。

#### 道路橋毎の診断

区分	状態	橋梁
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。	45
II 予防保全措置	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	0
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	0
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	0

道路橋毎の過年度と当該年度の診断結果の対比に関しては次ページの[表-1]である。

- I：監視や対策を行う必要のない状態をいう
- II：状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう
- III：早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう
- IV：緊急に対策を行う必要がある状態をいう

「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）

令和6年3月 国土交通省 道路局」 抜粋

[表-1]

過年度と当該年度の診断結果の対比一覧表

番号	橋梁名	路線名	橋長(m)	過年度	→	今年度
1	箱根橋	浅生原真庭線	3.4m	I	→	I
2	大川橋	真庭下郷線	22.1m	II	→	I
3	新丁橋	町永作線	4.0m	II	→	I
4	小平北の入橋	小平北の入線	5.0m	I	→	I
5	上新田1号橋	亘理用水路東線	3.3m	II	→	I
6	堤下橋	横山六角線	12.7m	II	→	I
7	横山六角橋	横山藤崎線	2.7m	II	→	I
8	堤田2号橋	大平堤田線	3.1m	II	→	I
9	堤田落とし掘橋	大平堤田線	12.5m	II	→	I
10	鷲足花釜1号橋	鷲足花釜線	3.9m	II	→	I
11	たちみ橋	鷲足花釜線	4.8m	II	→	I
13	牛橋橋	牛橋北線	6.4m	II	→	I
14	中央橋	牛橋落とし掘南線	5.0m	II	→	I
15	南橋	花釜大力東線	4.7m	II	→	I
16	物見前橋	山寺畑中線	8.7m	II	→	I
17	赤坂橋	山寺赤坂線	8.5m	II	→	I
18	山寺日向1号橋	山寺日向線	7.5m	II	→	I
19	山寺日向2号橋	山寺日向線	4.7m	II	→	I
20	石堂2号橋	山寺石堂北線	3.1m	II	→	I
21	石堂1号橋	山寺石堂線	3.0m	II	→	I
22	谷原2号橋	山寺谷原北線	5.9m	II	→	I
23	谷原1号橋	山寺中道線	2.7m	II	→	I
24	涌沢1号橋	山寺涌沢線	4.2m	II	→	I
25	徳造橋	山下西線	4.5m	II	→	I
26	大堤橋	山下作田山団地10号線	2.3m	II	→	I
27	作田山橋	山下作田山団地14号線	2.4m	II	→	I
28	石垣橋	山寺堤山線	3.1m	II	→	I
29	新山1号橋	山寺新山線	2.4m	II	→	I
30	入山橋	山寺入山線	3.3m	II	→	I
31	下大沢橋	浅生原内手線	3.6m	II	→	I
32	熊坂橋	浅生原熊坂線	4.4m	IV	→	I
33	上田中橋	浅生原田中線	3.4m	II	→	I
34	宮前橋	浅生原下宮前西線	4.1m	II	→	I
35	中花橋	花釜小谷地線	14.6m	III	→	I
36	ふじひら橋	花釜西河線	18.8m	II	→	I
37	観音橋	笠野天王川北線	9.8m	III	→	I
38	新浜諏訪原橋	新浜諏訪原線	4.1m	III	→	I
39	谷原3号橋	山寺浅生原線	3.4m	II	→	I
40	石垣2号橋	山寺浅生原線	3.4m	I	→	I
41	的場橋	山寺浅生原線	3.6m	I	→	I
42	谷地橋	亘理用水路東線	3.0m	I	→	I
43	柳田橋	亘理用水路東線	4.0m	I	→	I

## 過年度と当該年度の診断結果の対比一覧表

番号	橋梁名	路線名	橋長(m)	過年度 → 今年度
44	稲生1号橋	鷲足川北線	3.0m	I → I
45	稲生2号橋	鷲足川北線	3.8m	I → I
46	法羅橋	久保間中山線	2.9m	I → I

※12\_横田橋は現地踏査の結果、対象外

健全性の診断の区分		過年度 → 今年度
I	健全	9橋 → 45橋
II	予防保全措置	32橋 → 0橋
III	早期措置段階	3橋 → 0橋
IV	緊急措置段階	1橋 → 0橋

※要領改訂により、これまでの「部材毎にI～IV判定を区分し、判定が一番重い区分を健全度として判定する」方法から「道路橋の状態及び道路橋を取り巻く状況などから、総合的に評価したうえで判断を行う」方法へと変わっている。

このことから、未補修ながら診断結果II→Iへと変わる橋梁も見られる。